障害福祉サービス事業者 代表者 様

三重県子ども・福祉部長 公印省略

令和5年度業務管理体制確認検査(一般検査)の実施について(通知)

日頃は、県の障害福祉行政にご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、障害者総合支援法及び児童福祉法は、平成24年4月から法令遵守の義務の履行を確保し、不正行為の未然防止を図るため、障害福祉サービス事業者(以下「事業者」という。)に対し指定を受けた事業所数に応じて「業務管理体制の整備」とその「届出」を義務付けています。

つきましては、貴事業者の現在の業務管理体制の整備状況等を確認するため、同支援法第51条の3及び児童福祉法第21条の5の27の規定に基づき、報告をお願いします。

(※次ページ参照)

記

- 1 報告の方法・提出期限等
  - (1)別紙「業務管理体制に係る一般検査調書」に、貴事業者の業務管理体制の整備状況等をご記入のうえ、福祉監査課あて、郵送にて報告してください。
  - (2) 運営規程、法令遵守マニュアル、職員研修の実施記録等、整備状況の確認できる 資料を上記の一般検査調書に添付してください。
  - (3) 提出期限:**令和6年1月19日(金)**
- 2 留意事項
  - (1) 福祉事務所・保健所等の地域機関では受付しておりませんので、直接、福祉監査課へ提出(郵送)してください。
  - (2) 検査概要、調書様式 Ex c el ファイルは、当課ホームページに掲載しております。 URL: https://www.pref.mie.lg.jp/KANSA/HP/R1syougaigyoumukanri.htm
  - (3) 提出資料は、できるだけ両面印刷にて提出してください。
  - (4) ご不明な点等がありましたら下記の事務担当までご連絡ください。
  - (5) 貴事業者からの報告の内容に不明な点が認められたときは、追加資料の提出等を 求める場合がありますので、あらかじめご了承ください。

## 事務担当

〒514-8570 津市広明町 13 三重県子ども・福祉部 福祉監査課 事業所監査班 秋山

TEL059-224-3121

FAX059-228-2085

E-mail:kansa@pref.mie.lg.jp

# 1 事業者(法人)が整備する業務管理体制(障害福祉サービス) (障害者総合支援法第51条の2・児童福祉法第21条の5の26)

業務管理体制整備の内容			業務執行の状況の監査 を定期的に実施
		業務が法令に適合する ことを確保するための規 定(=以下「法令遵守規 程」)の整備	業務が法令に適合する ことを確保するための規 定(=以下「法令遵守規 程」)の整備
	法令を遵守するための 体制の確保にかかる責任 者(=以下「法令遵守責 任者」)の選任	法令を遵守するための 体制の確保にかかる責任 者(=以下「法令遵守責 任者」)の選任	法令を遵守するための 体制の確保にかかる責任 者(=以下「法令遵守責 任者」)の選任
事業所 等の数	1 以上 20 未満	20 以上 100 未満	100 以上

注1) 事業所等の数には、障害者総合支援法及び児童福祉法等に基づき、指定を受けた事業 所数の全てを含みます。

## 2 法令遵守責任者について

何らかの資格等を求めるものではないが、少なくとも<u>障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく命</u> 令の内容に精通した法務担当の責任者を選任することを想定していること。

また、法務部門を設置していない事業者の場合には、事業者内部の法令遵守を確保することができる者を選任すること。

なお、代表者自身が法令遵守責任者となることを妨げるものではないこと。

#### 3 法令遵守規程について

事業者の従業員に少なくとも法及び法に基づく命令の遵守を確保するための内容を盛り込む必要があるが、必ずしもチェックリストに類するものを作成する必要はなく、例えば、日常の業務運営に当たり、法及び法に基づく命令の遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載したものなど事業者の実態に即したものでもよいこと。

#### 4 業務執行の状況の監査について

事業者が医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、株式会社等であって、既に、医療法、社会福祉法、特定非営利活動促進法、会社法等の規定に基づき、その監事又は監査役(委員会設置会社にあっては、監査委員会)が法及び法に基づく命令の遵守の状況を確保する内容を盛り込んでいる監査を行っている場合には、その監査をもって法に基づく業務執行の状況の監査とすることができること。

また、当該監査は、事業者の監査部門等による内部監査又は監査法人等による外部監査のどちらの方法によることもできること。また、定期的な監査とは、必ずしもすべての事業所に対して、年に 1 回行わなければならないものではないが、例えば事業所ごとの自己点検等と定期的な監査とを組み合わせることにより、効率的かつ効果的に行うこと。